

2-1. 入学試験全般に関する注意の確認

- (1) 出願書類に不足や不備のあるもの、定められた期限を過ぎたものは受理できません。
- (2) 出願書類および出願資格審査に関わる書類に虚偽の記載があった場合、選考中に不正行為があった場合は、理由のいかんを問わず次のとおり対応します。また、当該年度における本学すべての入学試験の結果を無効とします。
 - ① 選考中に発覚した場合
出願資格を認めず、入学検定料も返還しません。
 - ② 合格後に発覚した場合
合格・入学の資格を取り消し、入学検定料も返還しません。
ただし、入学金・学費等の「入学に必要な費用」を支払済の場合は、「入学に必要な費用」を返還します。
 - ③ 入学後に発覚した場合
入学の資格を取り消し、入学検定料も入学金・学費等の「入学に必要な費用」も返還しません。
- (3) 出願時に「高等学校卒業見込み」の出願資格で受験した方は、2020年3月31日まで（2019年9月入学の方は2019年9月21日まで）に高等学校を卒業することができない場合は、入学の資格が取り消されます。
- (4) 出願資格審査および可否についての問い合わせには、一切応じられません。

2-2. 出願資格の確認

※出願資格に不明点や疑問点がある場合、必ず下記の期限までに、IB入試事務局にメールで問い合わせを行ってください。期日を過ぎてからの問い合わせには応じられないことがありますので、ご注意ください。

問い合わせ期限：2019年6月14日（金）

問い合わせ先アドレス：admissions@info.keio.ac.jp

※メールの件名は「2019/2020年度IB入試問い合わせ_〇〇」とし、〇〇部分には氏名を挿入してください。

※メール本文には、問い合わせ内容に加え、氏名を忘れずに記載してください。

出願資格を満たさなかった等の理由で、出願が不受理となった場合でも、入学検定料の返還は一切行いません。
入学検定料の支払に当たっては、細心の注意を払うようにしてください。

出願資格

次のすべての条件を満たすこと

- ① 国際バカロレア事務局から、2017年1月1日以降に国際バカロレア資格 (International Baccalaureate Diploma) を授与された者、取得見込 (Predicted Grades) では出願不可
- ② 日本国内の高等学校または日本国内のインターナショナルスクールで国際バカロレア・ディプロマプログラムを修了した者 (注) またはそれに準ずる者
- ③ 2019年9月入学希望の場合、2019年9月21日までに高等学校を卒業した者および卒業見込みの者
2020年4月入学希望の場合、2020年3月31日までに高等学校を卒業した者および卒業見込みの者
- ④ 日本国内の高等学校出身者は9月入学の場合は2019年9月21日、4月入学の場合は2020年3月31日までに18歳に達する者 (日本国内のインターナショナルスクールは除く)
- ⑤ 過年度に出願していない者

(注) 日本国外の高等学校または日本国外のインターナショナルスクールで国際バカロレア・ディプロマプログラムを修了した方は、帰国生対象入学試験への出願をご検討ください。ただし、そのうち帰国生対象入学試験の出願資格について不明点や疑問点がある方は、2019年6月14日(金)までにIB入試事務局にメールで問い合わせてください。

※法学部を帰国生対象入学試験と国際バカロレア資格取得者対象入学試験の併願はできません。また、法律学科と政治学科の併願もできません。